

倫理監督職員及び倫理監督職員の職務の一部を行わせる職員 の指定について

(平成13年9月12日岩警第990号)

各 部 長
各 所 属 長

職員の職務に係る倫理の保持に関する条例(平成13年岩手県条例第13号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づく、岩手県警察における「職員の倫理を監督する職員」(以下「倫理監督職員」という。)は、「職員の倫理を監督する職員の指定について」(平成13年3月30日付け岩警発第2093号)により、平成13年4月1日をもって「警務部長の職にある者」を指定しているが、条例に基づき職員の職務に係る倫理の保持に関する規則(平成13年岩手県規則第117号。以下「規則」という。)が平成13年8月21日公布され、平成13年9月15日から施行されることとなり、規則第12条第1項では倫理監督職員の責務等が規定され、更に規則第12条第2項では倫理監督職員の職務の一部を行わせる職員(以下「倫理監督補助職員」という。)を指定できると規定されたことから、新たに倫理監督職員の責務等を規定するとともに倫理監督補助職員を次のとおり指定することとしたから通知する。

なお、上記通達「職員の倫理を監督する職員の指定について」(平成13年3月30日付け岩警発第2093号)は、平成13年9月12日をもって廃止する。

記

1 倫理監督職員

(1) 倫理監督職員に指定する職員

警務部長の職にある者とする。

(2) 倫理監督職員の責務等

ア 職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと(規則第5条第2項、第7条)。

なお、この場合、倫理監督職員は、規則第2条に掲げる倫理行動規準に掲げる、職員の心構えである「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて、・・・地域における活動や交流に積極的に取り組む」ことに配慮し、指導及び助言を行うものであること(規則第12条第1項第1号)。

イ 「講演等承認申請書」を受理・審査して、承認又は不承認の判断をすること。また、当該申請書を5年間保存すること(規則第6条第1項)。

ウ 利害関係者から報酬を受けて行う講演等の報酬額に関し、職員に参考となるべき基準を定めること(規則第6条第2項)。

エ 職員からの相談に応じるだけでなく、より積極的に職員に特定の者との間で県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、必要な指導、助言をすること(規則第12条第1項第2号)。

オ 任命権者を助け、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと(規則第12条第1項第3号)。

カ 条例又は規則に違反する行為があった場合にその旨を任命権者に報告すること(規則第12条第1項第4号)。

2 倫理監督補助職員

(1) 倫理監督補助職員に指定する職員

各所属長の職にある者とする。

(2) 倫理監督補助職員の職務

ア 所属職員に係る「飲食及びゴルフに関する届出」を受理すること。

イ 所属職員に係る「講演等承認申請書」を受理・審査して、承認又は不承認の判断をすること。また、当該申請書を5年間保存すること。

ウ 所属職員からの相談に応じ、必要な指導助言を行うこと。

エ 所属職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(3) 倫理監督職員への報告

ア 倫理監督補助職員は、「飲食及びゴルフに関する届出簿」の届出の状況及び「講演等承認申請書」の承認の状況について、四半期（1～3月、4月～6月、7～9月、10～12月）ごとに、翌四半期の初日から14日以内に、これらの写しを倫理監督職員に報告しなければならない。

イ 倫理監督補助職員は、自ら管理又は監督する職員が条例又は規則に違反する行為を行った疑いがあると考えるときは、その状況等を速やかに倫理監督職員に報告しなければならない。

3 その他

条例及び規則は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的として制定されたものであり、各所属長にあっては、所属職員に対し、その趣旨内容等を周知徹底されたい。